

本年六月十一日開催されました「土浦の自然を守る会」第一回総会において執行部より提出されました本会規約案が一部修正され、本規約として採択されましたので趣意書と共にここに掲載いたします。

趣意書

わたしたち土浦およびその周辺地区の住民は、西に筑波山、東に水郷霞ヶ浦を控え、豊かな緑と田園風景に恵まれた美しい生活環境を長い間享受してまいりました。

しかしながらこゝ十年来、急速な都市化と工場誘致等に伴ない、わたしたち住民の生活に直接、間接の影響を与えるさまざまな問題が起こってきたことはご承知のことと思います。つい数年前までは白帆と釣舟、そして子どもたちの絶好の水遊びの場であつた霞ヶ浦の水は見る影もなく汚染され、古来名産のワカサギは絶滅に陥り、多くの魚類には想像もしなかつたような奇病が発生しております。そういう私たちの憩いの場であつた桜川、筑

波山およびその周辺における自然破壊は目に余るものがあります。このままわたしたちが現状を黙視していればわたしたちの環境は取り返しのつかぬほど忍るしい姿に変貌し、子どもたちの遊び場は奪われ、ついには、わたしたちの健康のみならず、その生命すらも危険にさらされるようになる事は、多くの公害都市の前例をみれば容易に推察されよう。

しかもこのような現状に対し、地方自治体の対策はきわめて消極的であるばかりでなく、時にはその傾向を助长するかに見えるのは誠に残念をことであります。

そこで本会はここに、わたしたちの自然を守るために市民運動の母体となるべく、一般市民の手によって結成されました。本会は従つて既成の政治団体、利益団体等とは全く無関係であり、あくまでも一般市民の自主的参加をもとにした独立組織であります。

本会の目的は、自然の持つ微妙なしくみを生態学的に把握し、現状に関する資料の収集、整理、実地調査研究等を基盤として、わたしたちをとりまく自然環境に理解を深め、その破壊を防ぐ具体的方策を講じるよう努力